

この1冊で制度改正のポイントと、これから必要な備えを理解できる

「新リース会計基準」 対策ガイドブック



- 制度のポイントをかんたん解説！
- 適用に向けて必要な実務への備えとは？
- 奉行シリーズの対応予定もご紹介！

INDEX

1

まずは制度概要をしっかりと理解！
押さえておくべき”新リース会計基準のキホン”

- 改正の背景と目的
- 対象となる企業
- 適用開始時期
- 実務への影響
 - 現行のリース会計基準からの変更点
 - 財務指標への影響
 - 必要なコミュニケーション

2

これから適用に向けて必要な
押さえておくべき4つの検討ポイント！

- 新リース会計基準の適用に向けて検討すべきこと
 1. リースの識別
 2. リース期間
 3. 割引率
 4. 免除規定／経過措置の適用

3

これから先、必要となる備えとは？
“業務負担を生まない”ための対策ポイント

- 新基準への対応に向けたアプローチ例
- 経理担当者の大きな負担が予想される実務に備えましょう
- 固定資産管理システム検討ポイント

4

新リース会計基準へシステム標準機能で対応！
固定資産奉行V ERPクラウドのご紹介

- 固定資産奉行V ERPクラウドが実現する新リース会計基準対応
 1. 財務諸表への影響額試算
 2. 適用初年度における遡及計算への対応
 3. 使用権資産・リース負債の計算
 4. リース負債の見直し
 5. 仕訳伝票作成
 6. 財務諸表注記用の情報集計

1

まずは制度概要をしっかりと理解！ 押さえておくべき”新リース会計基準のキホン”

改正の概要や目的、背景だけでなく

新リース会計基準が企業へどのような影響を与えるか？を解説いたします。

改正の背景と目的

投資家やステークホルダーが企業の経営実態を正しく把握できるようにするとともに、日本基準と国際基準との整合性を高めることを目的としています。

目的

国際的な会計基準との整合

国際財務報告基準（IFRS）第16号「リース」や米国財務会計基準審議会（FASB）のTopic 842「リース」が既に導入されており、これらの基準と日本の会計基準との間にギャップが生じていました。
このギャップを解消し、国際的な会計基準との整合性を確保します。

背景

財務報告の透明性向上

現行の基準では、オペレーティング・リースがオフバランスとして扱われていたため、投資家やステークホルダーが企業のリース負債の実態を正確に把握することが難しい側面がありました。

背景

IFRS適用企業との比較可能性の担保

現行の基準では、リースにおける会計処理等がIFRSと異なるため、企業間の財務状況の比較が困難でした。

対象となる企業



強制適用の対象となる企業は、以下のような企業となります。

① 金商法対象会社となる上場企業等

上場企業など金融商品取引法の適用を受ける企業とその子会社・関連会社が対象となります。

② 会計監査人を設置する企業

会社法上、会計監査人を設置する企業の監査人は、会計基準に基づいて監査することから会計監査を設置する企業とその子会社も対象となります。

具体的には、以下のような条件を満たす企業です。

- ・ 大会社：資本金が5億円以上、または負債総額が200億円以上の株式会社
- ・ 監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社
- ・ 会計監査人の任意設置を行った企業（規模に関わらず、定款に定めることで会計監査人を任意に設置している会社）

適用開始時期

2027年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用されます。

※早期適用の場合：2025年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首より適用も可能



—— 実務への影響：現行のリース会計基準からの変更点

新リース会計基準によって大きく変わるのは以下の3点です。

1

リースの定義と
識別方法の見直し

リースの定義や識別に関する定めが見直され、定められた識別方法に則って、改めてリースを判定することになります。

2

「借手のリース取引の区分廃止」と
「原則すべてオンバランス処理」

借手のファイナンス・リース、オペレーティング・リースの区分がなくなり、原則、リースはすべてオンバランス処理に一本化されます。

3

財務報告における
表示と開示

財務指標への影響について投資家等のステークホルダーに説明する必要が生じるため、財務報告における表示と開示の要件が変更されます。

1. リースの定義と識別方法の見直し

リースの定義や識別に関する定めが追加され、定められた識別方法に則って、改めてリースを判定することになります。

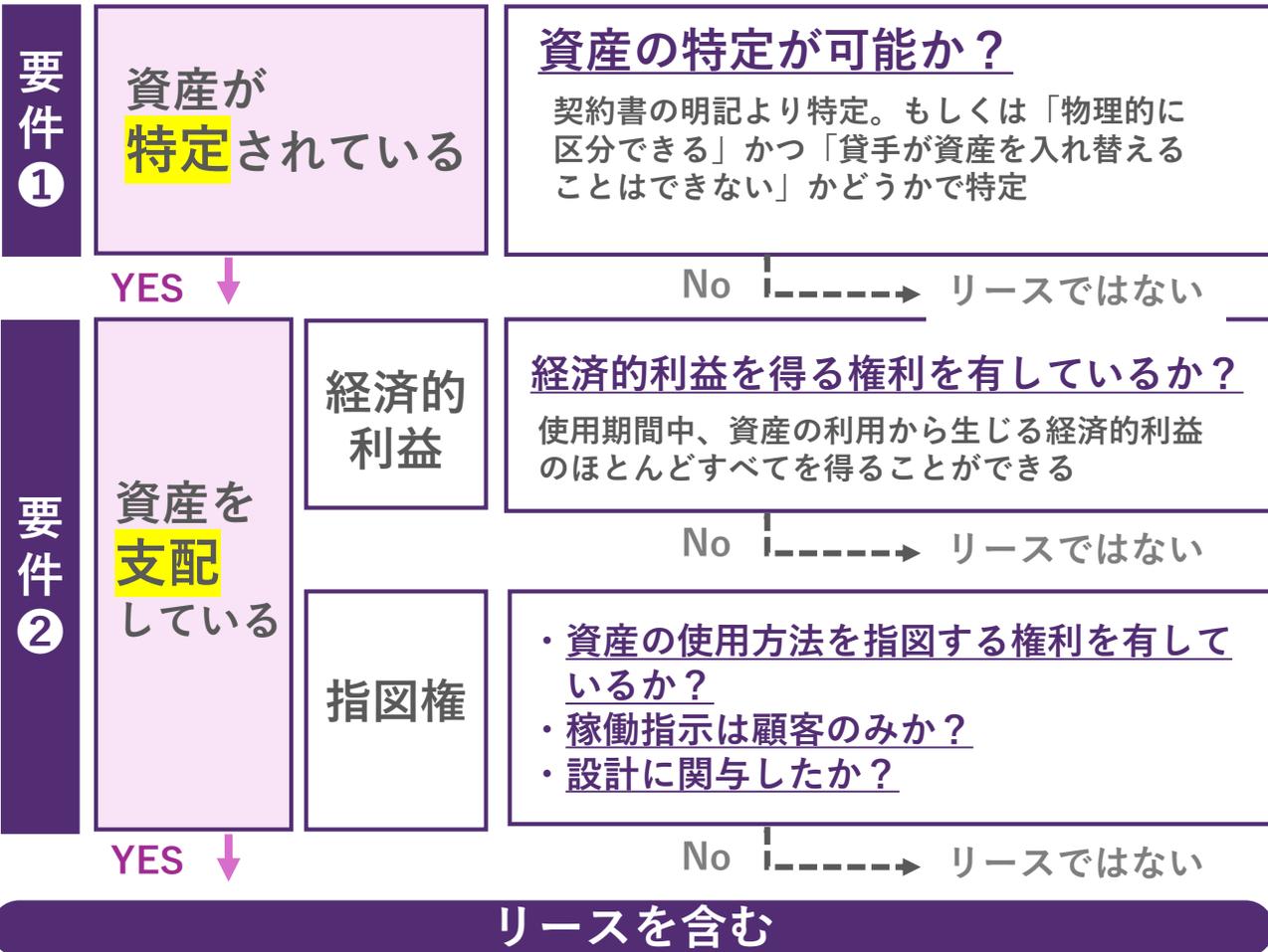
「リース」の定義（リースに関する会計基準 第6項）

「リース」とは、**原資産を使用する権利**を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約または契約の一部をいう。

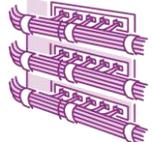
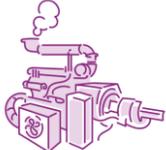


1. リースの定義と識別方法の見直し

契約がリースを含むかどうかは、「**資産が特定されているか**」、
 「**資産を支配しているか（経済的利益・指図権）**」によって識別されます。

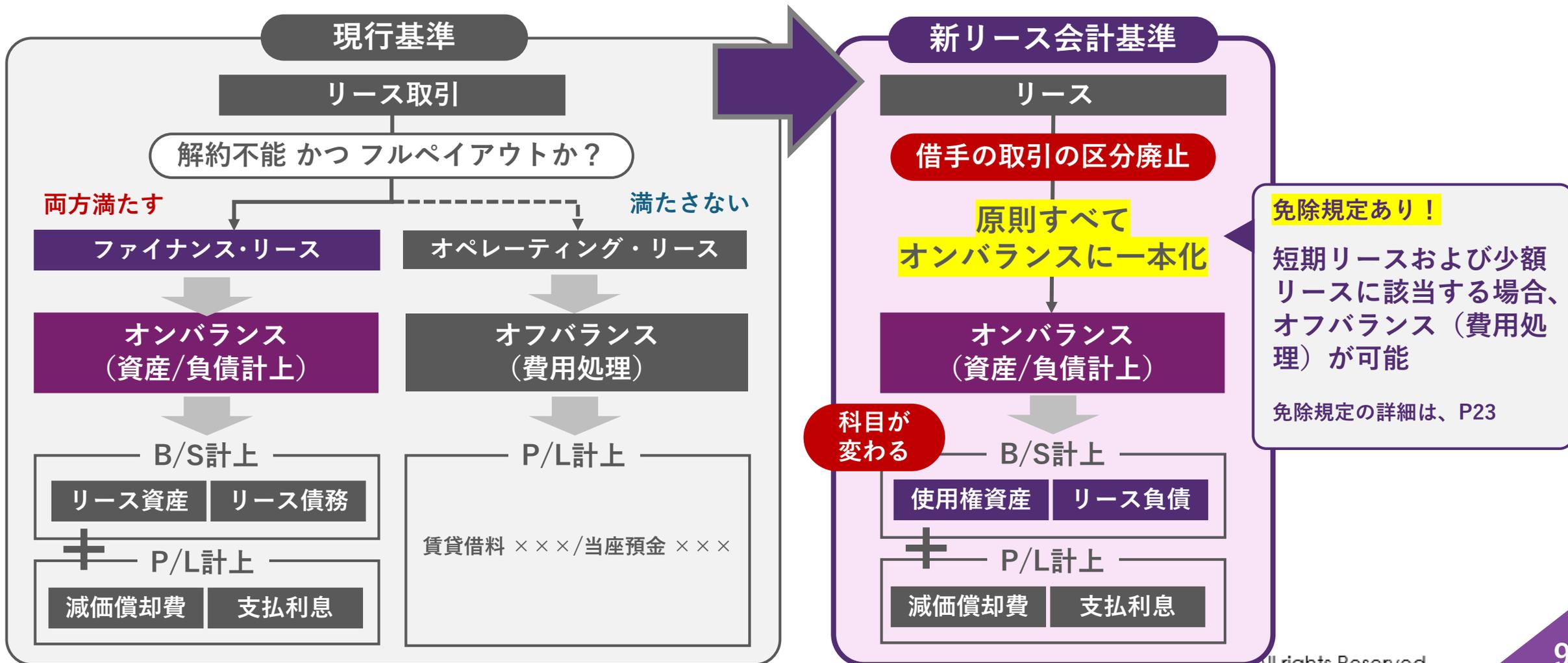


新たにリースとして識別される可能性のある契約

物流・輸送の委託契約  輸送車両、傭船など	倉庫保管の委託契約  倉庫やコンテナなど
電力供給の契約  発電設備や太陽光パネル	情報通信の契約  サーバーやケーブル
製造の委託契約  金型や加工機械	

2. 「借手のリース取引の区分廃止」と「原則すべてオンバランス処理」

ファイナンス・リース、オペレーティング・リースの区分がなくなり、
原則、**すべてのリースはオンバランス処理に一本化**されます。



2. 「借手のリース取引の区分廃止」と「原則すべてオンバランス処理」

リース取引における会計処理は、**取引開始時に資産計上の仕訳を起票し**、
「使用権資産」を**減価償却すること**になります。

●リース開始時

借方		貸方	
使用権資産	×××	リース負債	×××

●毎月のリース料支払いの計上時

借方		貸方	
リース負債	×××	現金預金	×××
支払利息	×××		

●使用権資産の償却

借方		貸方	
減価償却費	×××	使用権資産	×××



リース負債は、リース期間中に発生するリース料の総額ではなく、リース料に含まれている利息相当額の合理的見積額を控除した現在価値で計上します。

使用権資産の取得価額には、割り引いたリース負債だけでなく、リース開始日までに支払った金額（資産除去債務に対応する除去費用など）も加算します。

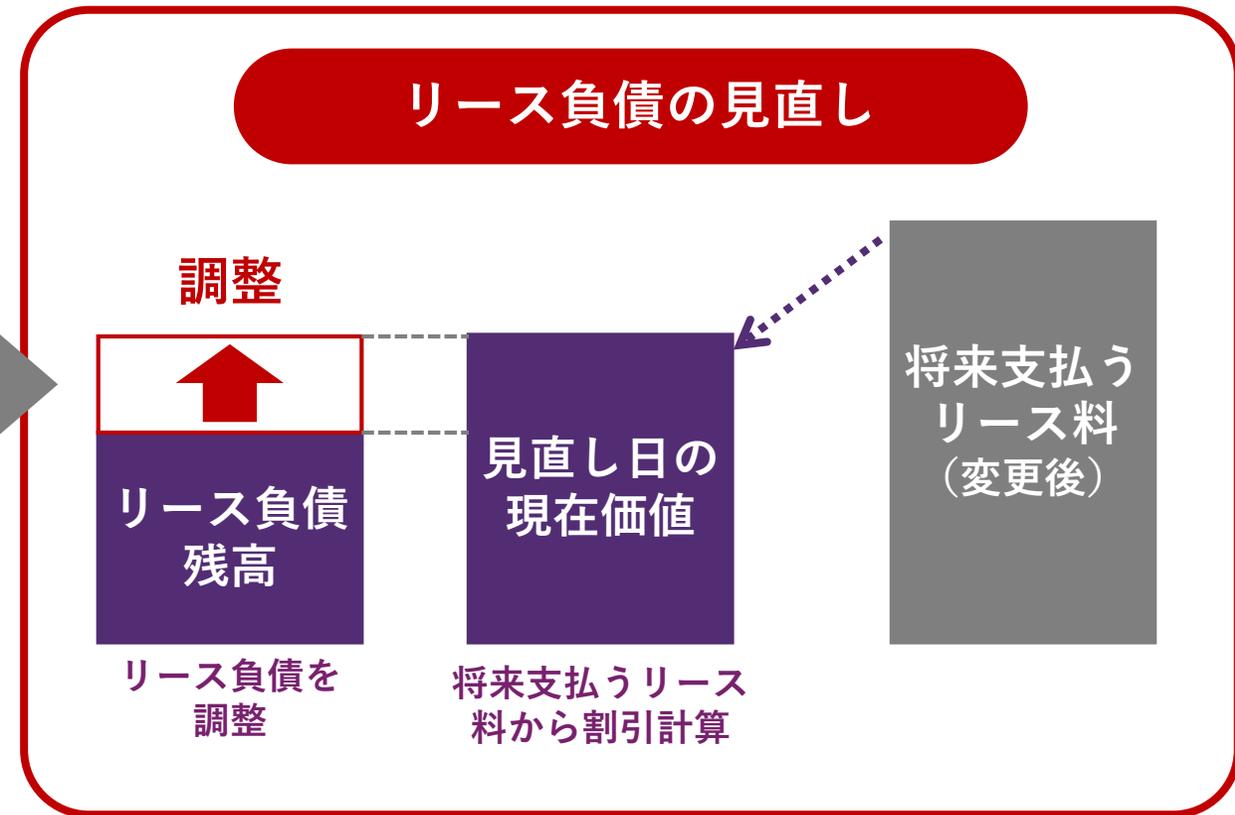
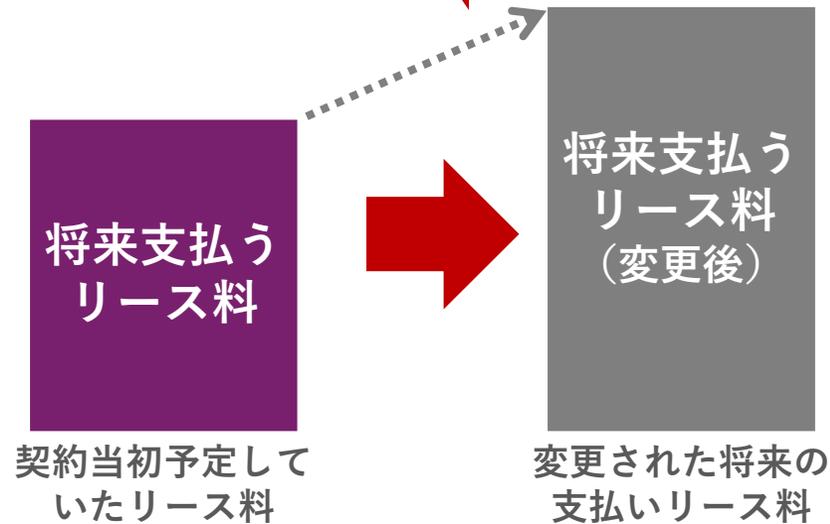
支払利息は、リース負債の残高に割引率を掛けた数字で、支払利息を支払金額から引いた金額をリース負債の返済分として減額します。

使用権資産の償却方法は、以下の通りです。
所有権移転リース：原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の償却方法。
それ以外のリース：定額法等の減価償却方法の中から企業の実態に応じた方法を選択適用。

—— 実務への影響：リース負債の見直し

契約条件やリース期間等に変更が生じた場合、**リース負債の見直しが必要**になります。

- ・リース期間の変更
- ・毎回支払うリース料の変更



上記の例は、増額するケースでご紹介していますが、減額することもあります。

実務への影響：リース負債の見直し

『リース負債の見直し』は、契約条件の変更有無や条件によって、取扱いが異なります。

リースの契約条件が変更される

リースの当初の契約条件の一部ではなかった
リースの範囲またはリースの対価の変更

原資産の追加／解約

契約期間の延長／短縮

リース料の増額／減額

1つ以上の原資産を追加することにより、リースの範囲が拡大される

かつ

範囲が拡大した分、リース料※が増額される

※リース料は拡大した部分に対する独立価格に特定の契約の状況に基づく適切な調整を加えた金額分であること

YES

追加された部分を
独立したリースと
して取扱う

NO

リースの契約条件の発効日に
リース負債を修正する

リースの範囲が縮小される変更

リースの一部/全部の解約を反映
するように使用権資産を減額

リースの範囲が縮小されない変更

リース負債の修正額に相当する
金額を使用権資産に加減

契約条件の変更を伴わない

リースの契約条件の枠内での
リース負債の変更

1. リース期間の見直し

重要な事象または状況が生じた時の
解約・延長オプションの評価の見直し

2. リース料の変更

- ◆指数またはレートに応じて決まる借手の
変動リース料の変更
- ◆残価保証の支払見込額の変更
- ◆原資産を購入するオプションの行使についての
判定の変更

見直し日の未払リース料から
リース負債を再計算し修正する

3. 財務報告における表示と開示

貸借対照表・損益計算書への**表示**および、注記によって**開示**すべき内容が増えます。

会計基準 第49～51項

借手の
表示

貸借対照表

使用权資産

①・②いずれかの方法により表示します。

- ①リース資産を購入したと仮定した場合に、表示するであろう科目に含めて表示する。（別途、注記が必要）

...		
有形固定資産		
建物及び構築物		×××
...	工具、器具及び備品	×××

- ②対応する資産の表示区分（有形固定資産・無形固定資産・投資その他の資産等）において、使用权資産として区分して表示する。

...		
有形固定資産		
建物及び構築物		×××
...	使用权資産	×××

リース負債

リース負債については、貸借対照表において区分して表示する、またはリース負債が含まれる科目および金額を注記する。

貸借対照表で区分して表示する場合は、**貸借対照表日後1年以内に支払期限が到来するリース負債は流動負債、1年を超えるものは固定負債に属するものとする。**

流動負債		
...		
...	リース負債	×××
...		
固定負債		
...		
...	リース負債	×××
...		

1年基準で区分し、表示する

損益計算書

リース負債に係る支払利息について、損益計算書において区分して営業外費用に表示する、またはリース負債に係る支払利息が含まれる科目及び金額を注記する。

3. 財務報告における表示と開示

財務諸表の情報と併せて、リースが財政状態や経営成績、キャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が理解できるように注記します。

会計基準 第55～57項 適用指針 第97～102項

借手の
開示

<p>会計方針に関する情報</p>	<p>次の会計処理を選択した場合、その旨及びその内容を注記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① リースを構成する部分とリースを構成しない部分とを分けずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分として会計処理を行う選択 ② 指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料に関する例外的な取扱いの選択 ③ 借地権の設定に係る権利金等に関する会計処理の選択
<p>リース特有の取引に関する情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用权資産の帳簿価額について、対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の表示科目ごとの金額 ② 短期リースに関する簡便的な取り扱いを適用した場合、短期リースに係る費用の発生額が含まれる科目及び当該発生額（1か月以下のリース費用や少額リース費用は含めない） ③ セール・アンド・リースバック取引及びサブリース取引に関する注記
<p>当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額（少額リースに係るキャッシュ・アウトフローを除く。） ② 使用权資産の増加額 ③ 対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目ごとの使用权資産に係る減価償却の金額

実務への影響：財務指標への影響

経営上、重要な指標に大きく影響する可能性があります。

適用前の基準

新基準適用初期

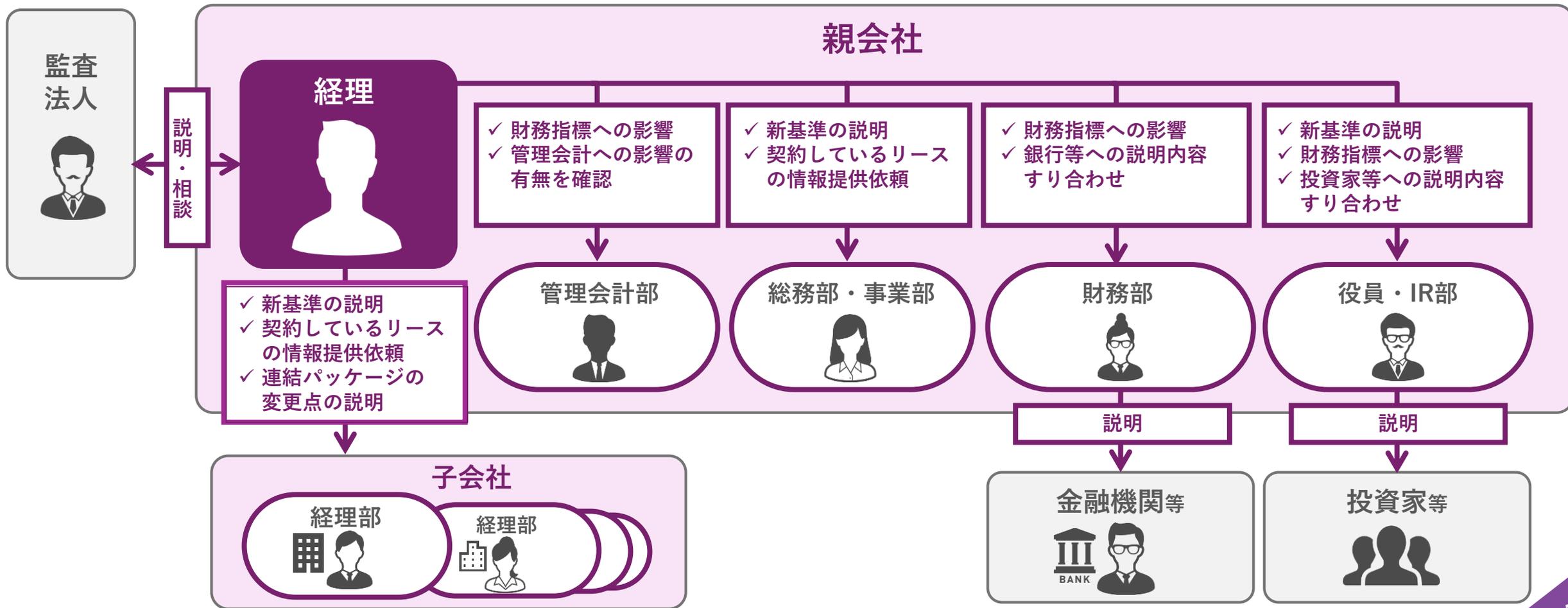
	適用前の基準		新基準適用初期																																
B/S	<table border="1"> <tr> <td>資産</td> <td>負債</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自己資本</td> </tr> </table>	資産	負債		自己資本	↑	<table border="1"> <tr> <td>資産</td> <td>負債</td> </tr> <tr> <td>使用権資産</td> <td>リース負債</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自己資本</td> </tr> </table>	資産	負債	使用権資産	リース負債		自己資本																						
資産	負債																																		
	自己資本																																		
資産	負債																																		
使用権資産	リース負債																																		
	自己資本																																		
P/L	<table border="1"> <tr> <td>売上高</td> <td>XXX</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td></td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>XXX</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td>XXX</td> </tr> </table>	売上高	XXX	...		賃借料	10	...		営業利益	XXX	...		当期純利益	XXX	↑	<table border="1"> <tr> <td>売上高</td> <td>XXX</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>XXX</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td>XXX</td> </tr> </table>	売上高	XXX	...		減価償却費	9	...		営業利益	XXX	...		支払利息	2	...		当期純利益	XXX
売上高	XXX																																		
...																																			
賃借料	10																																		
...																																			
営業利益	XXX																																		
...																																			
当期純利益	XXX																																		
売上高	XXX																																		
...																																			
減価償却費	9																																		
...																																			
営業利益	XXX																																		
...																																			
支払利息	2																																		
...																																			
当期純利益	XXX																																		
C/F	<table border="1"> <tr> <td>営業活動によるCF</td> <td></td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>△10</td> </tr> <tr> <td>投資活動によるCF</td> <td></td> </tr> <tr> <td>財務活動によるCF</td> <td></td> </tr> </table>	営業活動によるCF		賃借料	△10	投資活動によるCF		財務活動によるCF		↑	<table border="1"> <tr> <td>営業活動によるCF</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>△9</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>+9</td> </tr> <tr> <td>利息の支払い</td> <td>△2</td> </tr> <tr> <td>投資活動によるCF</td> <td></td> </tr> <tr> <td>財務活動によるCF</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リース債務の返済</td> <td>△8</td> </tr> </table>	営業活動によるCF		減価償却費	△9	減価償却費	+9	利息の支払い	△2	投資活動によるCF		財務活動によるCF		リース債務の返済	△8										
営業活動によるCF																																			
賃借料	△10																																		
投資活動によるCF																																			
財務活動によるCF																																			
営業活動によるCF																																			
減価償却費	△9																																		
減価償却費	+9																																		
利息の支払い	△2																																		
投資活動によるCF																																			
財務活動によるCF																																			
リース債務の返済	△8																																		

その他影響を受ける指標例

- ↓ ROA (総資産利益率)
当期純利益 ÷ 総資産
- ↑ EBITDA
(利払い前・税引き前・減価償却前利益)
営業利益 + 減価償却費
- ↓ 総資本回転率
売上高 ÷ 総資産
- ↓ 自己資本比率
自己資本 ÷ 総資産

—— 実務への影響：必要なコミュニケーション

財務指標に影響するため、連結親会社の経理部門は、**関係部署・外部関係者とのコミュニケーションが必要**になります。



2

これから適用に向けて必要な 押さえておくべき4つの検討ポイント！

従来、オフバランス処理となっていた契約を
オンバランス化するために知っておくべきポイントを解説いたします。

—— 新リース会計基準の適用に向けて検討すべきこと

従来、オフバランスだった取引をオンバランスするために、以下の4つのポイントを検討する必要があります。

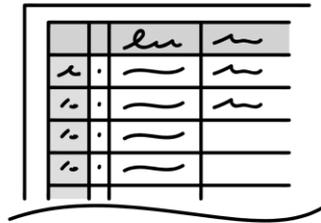
1. **リースの識別** (どの契約がリースに該当するのか)
2. **リース期間** (リース期間をどの期間でとらえるか)
3. **割引率** (割引計算のための割引率をどう設定するか)
4. **免除規定／経過措置の適用** (免除規定や経過措置を適用するか)

$$\begin{array}{ccccccc} & 4 & & 1 & & 2 & & 3 \\ \text{オンバランス} & & = & \text{リース料} & & \text{リース期間} & \leftarrow & \text{割引計算} \\ \text{する金額} & & & \text{(識別されたリース)} & & & & \\ & & & & \times & & & \end{array}$$

1. リースの識別

現有の資産において、どの契約がリースに該当するのかを特定します。

定額で支払が発生する
契約をリスト化



会計システムの仕訳や勘定科目
(賃借料・地代家賃・業務委託料・通
信費・印刷費等) から対象となる
資産を推察し精査する

契約書を収集 & 検査



①資産が特定されているか
②資産を支配しているか (経済的利益
・指図権) の条件を満たす契約はリース
として取り扱う (参考P8)

▶ 補足 ◀

「リース」と識別されるものは原則基準に則りますが、一部適用除外される（または適用しないことができる）範囲のものがあります。

会計基準 第3、4項

リース

適用除外

実務対応報告第35号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」の範囲に含まれる運営権者による公共施設等運営権の取得

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の範囲に含まれる貸手による知的財産のライセンスの供与。ただし、製造または販売以外を事業とする貸手は、当該貸手による知的財産のライセンス供与について本会計基準を適用することができる。

鉱物、石油、天然ガス及び類似の非再生型資源の探査するまたは使用する権利の取得

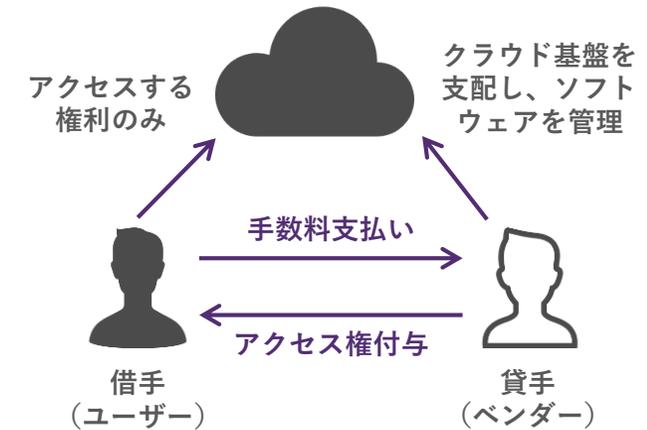
無形固定資産（ソフトウェア等）のリースについては、適用しないことができる

CHECK!



ちなみに

SaaS型のクラウドサービスへのアクセス契約はサービス契約。
リースではない。



支配が借手に移転していないため、リースに該当しない

2. リース期間

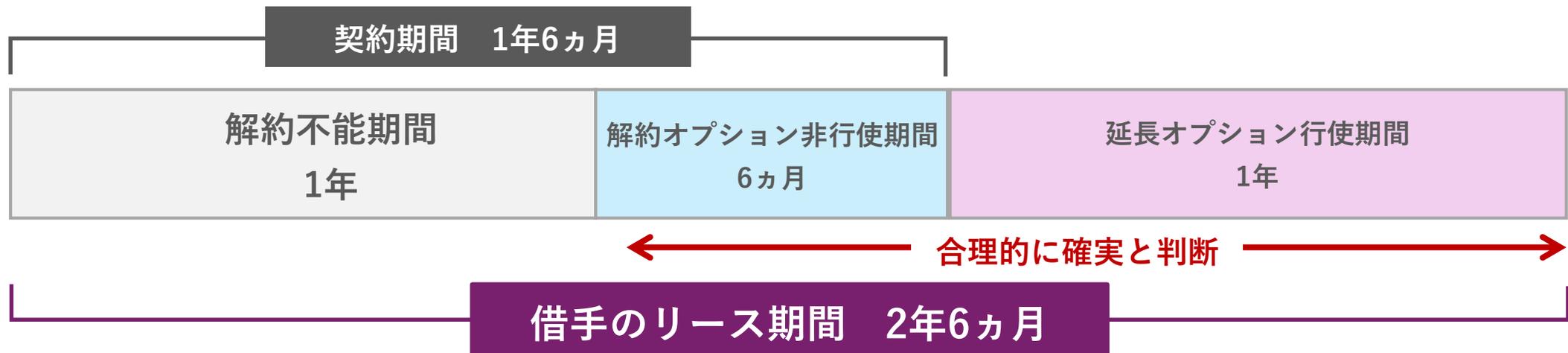
借手のリース期間は、延長オプション・解約オプションを考慮して決定します。

借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に以下の①②両方を加えた期間

- ① 延長オプションの行使期間（**オプションを行使することが合理的に確実**である場合）
- ② 解約オプションの非行使期間（**オプションを行使しないことが合理的に確実**である場合）

会計基準 第15、16、31、32項

例) 契約期間中に残6か月の期間を残し、リースを終了させる権利がある。(解約オプション)
契約終了後は、リース期間を1年延長できる権利がある。(延長オプション)
→解約オプションを行使しないこと、また、契約終了後1年間延長することが合理的に確実と判断した。



3. 割引率

リース負債の現在価値を算定するために用いる割引率を決定します。

- ① **貸手の計算利子率**を知り得るときは、その利率による
- ② 上記を知り得ないときは、**借手の追加借入に適用されると合理的に見積られる利率**による（例えば以下(1)(2)のような利率）

(1) 借手のリース期間と同一の期間におけるスワップレートに借手の信用スプレッドを加味した利率

(2) 新規長期借入金等の利率

- ① 契約時点の利率
- ② 契約が行われた月の月初又は月末の利率
- ③ 契約が行われた月の平均利率
- ④ 契約が行われた半期の平均利率

なお、(2)の場合には、借手のリース期間と同一の期間の借入れを行う場合に適用される利率を用いる。

4. 免除規定／経過措置の適用

免除規定や経過措置を適用するか（適用できるか）を確認し、決定します。

免除規定 短期リースまたは少額リースに該当する場合、オフバランス処理が可能です。

短期リース

リース期間が12か月以内、購入オプションを含まないリース

少額リース

以下の①②いずれかを満たす場合

① 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合でリース料が企業が採用している基準額以下のリース（例：10万円以下）

② 以下の(1)または(2)を満たすリース

(1) リース契約1件あたりの金額に重要性が乏しい（300万円以下）

(2) 新品時の原資産の価値が少額（5,000米ドル以下/原資産の単位ごと）

どちらかを会計基準として決めて適用

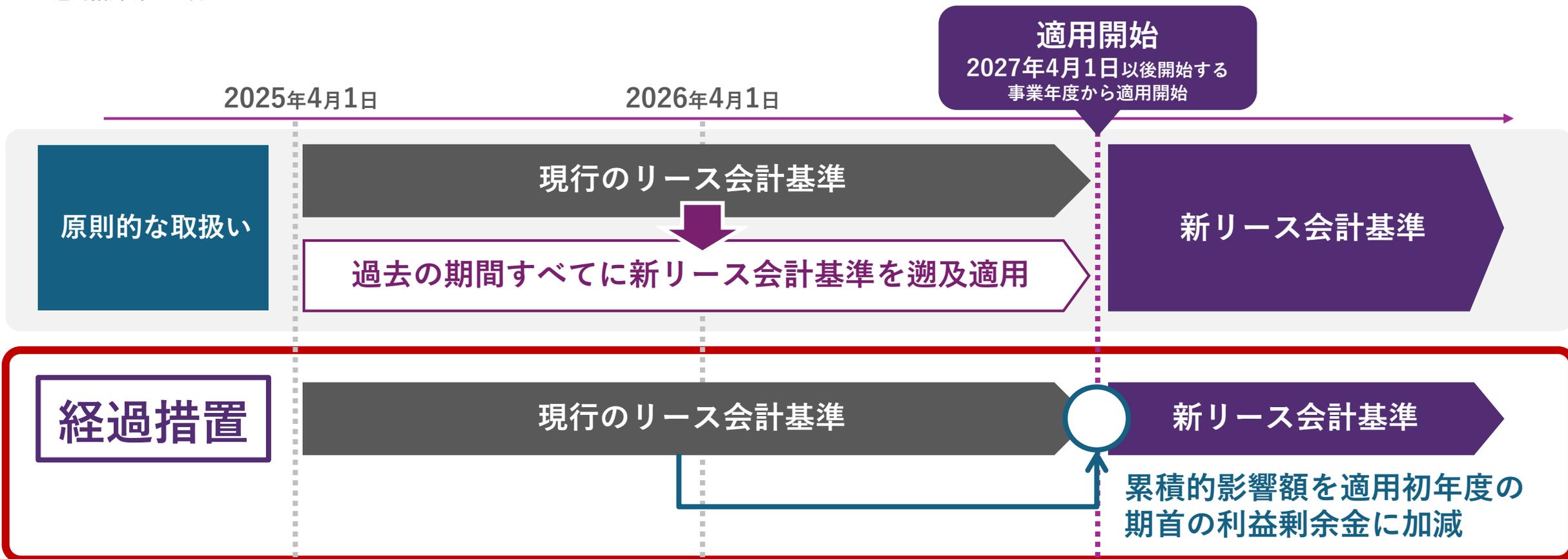
免除規定を適用せず、(1)の基準を採用してオンバランスする際は、従来どおり簡便法を用いて会計処理することが可能。

4. 免除規定／経過措置の適用

経過措置

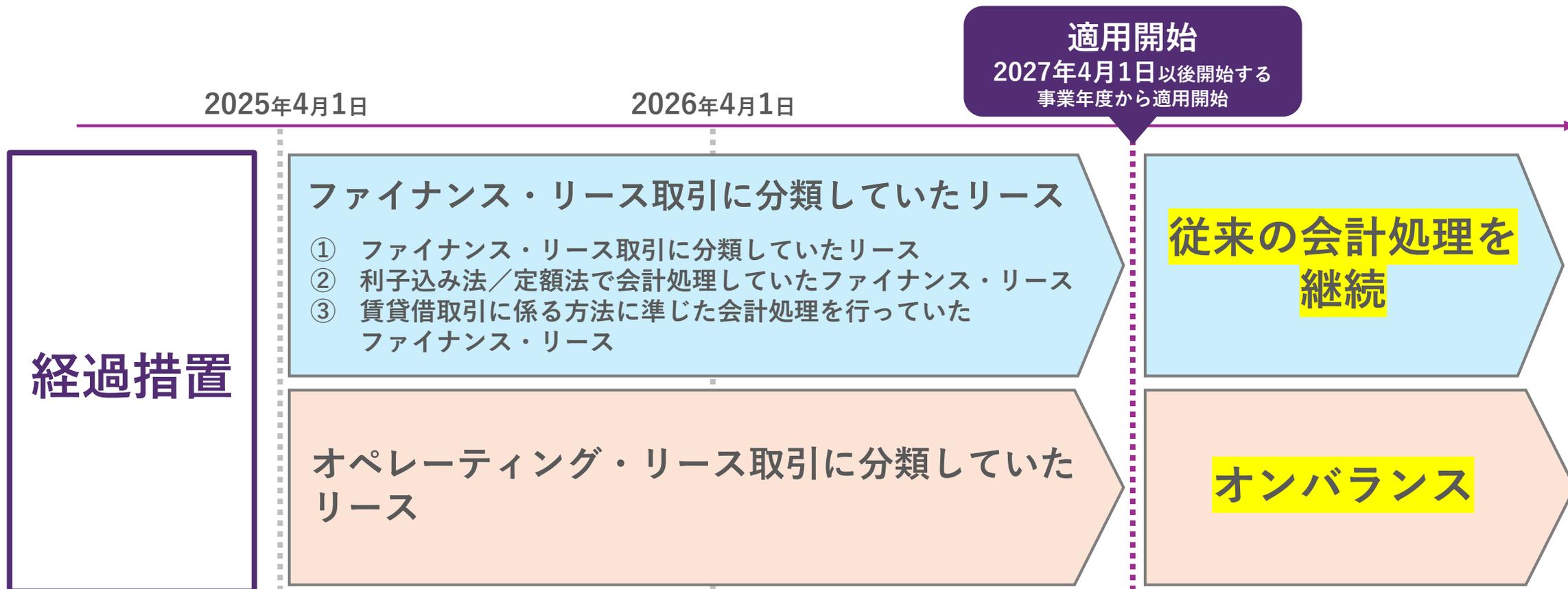
適用初年度の会計処理について、**累積的影響額を期首の利益剰余金に加減し**、その期首残高から新たな会計方針を適用することができます。

適用指針 第118項



4. 免除規定／経過措置の適用

経過措置を適用した場合、ファイナンス・リース取引に分類していたリースは、新リース会計基準適用開始後も従来の会計処理を継続できます。
オペレーティング・リース取引に分類していたリースは、オンバランス処理を行います。

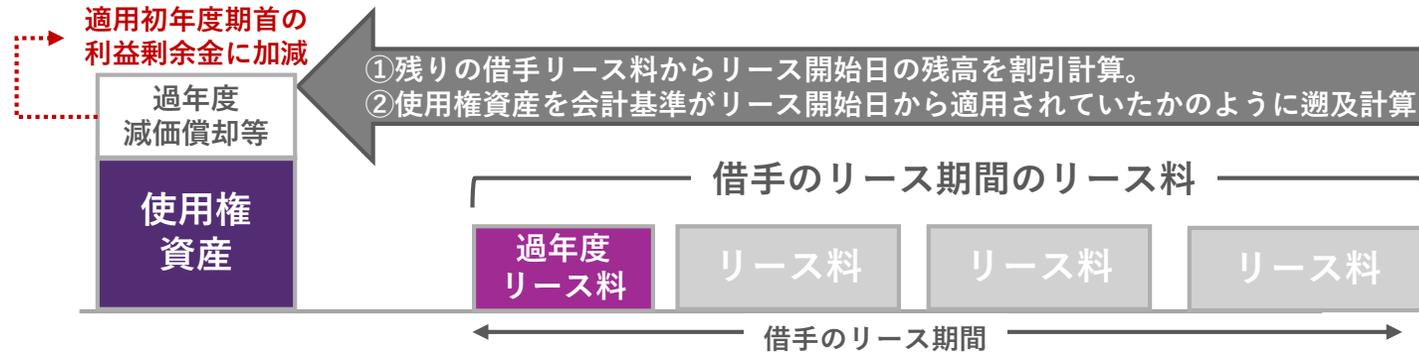


4. 免除規定／経過措置の適用

オペレーティング・リースをオンバランスする際の「リース負債」は、適用開始日の現在価値（追加借入利率を用いて割引計算を実施）により計上します。経過措置を適用した場合の会計処理は主に2パターンあり、リース1件ごとに遡及計算と会計処理を行う必要があります。

経過措置を適用した場合のオペレーティング・リース取引に分類していたリース

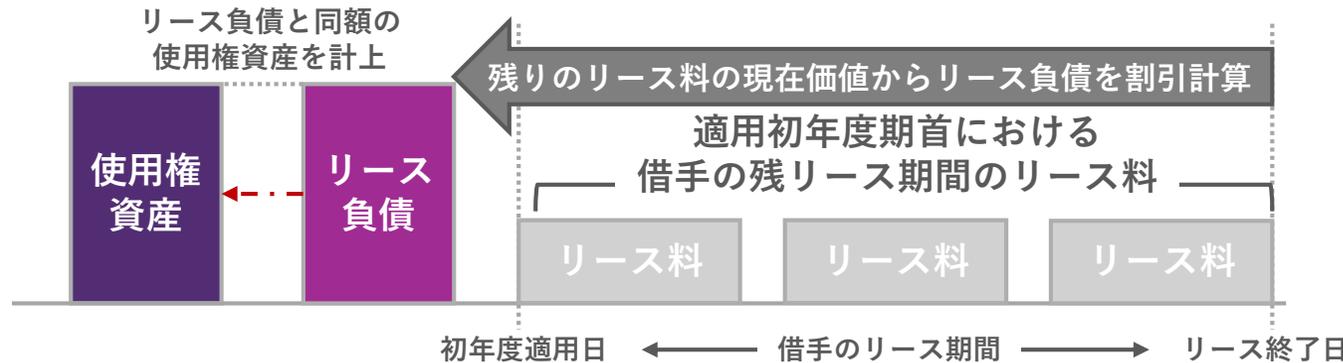
遡及計算の例①



仕訳例

使用権資産 × × × / リース負債 × × ×
利益剰余金 × × ×

遡及計算の例②



仕訳例

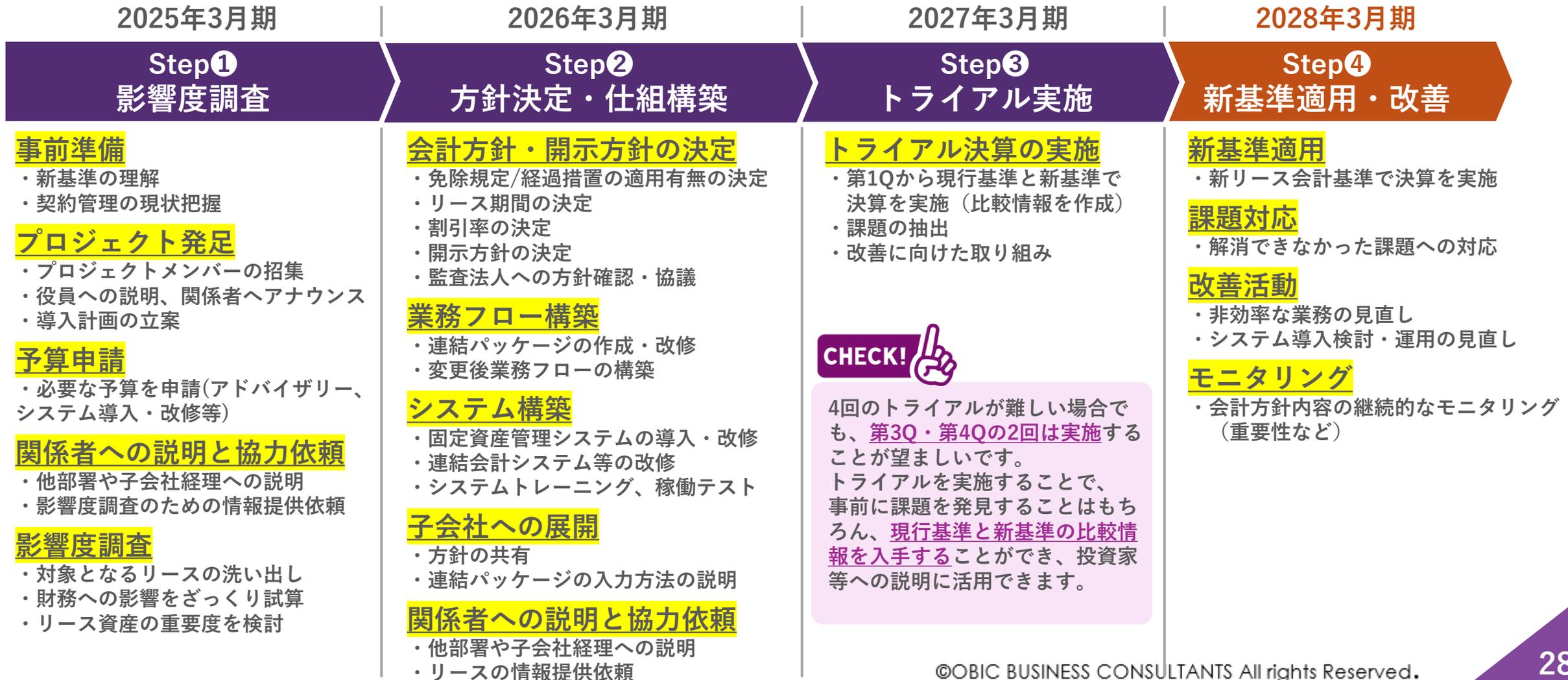
使用権資産 × × × / リース負債 × × × /

これから先、必要となる備えとは？ “業務負担を生まない”ための対策ポイント

新リース会計基準適用に向けての対応アプローチ例だけでなく、
新たに発生する業務負担と対策ポイントを解説します。

新基準への対応に向けたアプローチ例

親会社の経理部門が主となり、役員・監査法人・各部門・子会社の経理とコミュニケーションを取りながらプロジェクトを推進します。



経理担当者の大きな負担が予想される実務に備えましょう

新基準の強制適用までわずか2年。やるべきことが膨大にあるため、なるべく早く準備を始めることが重要です。中でも経理担当者の大きな負担が予想される6つの実務に対して、しっかり備えておきましょう。

①

会計方針の検討・決定

自社の財務諸表や経営指標へ与える影響を試算し、シミュレーションを行いながら会計方針を検討・決定します。

②

適用初年度の遡及計算

既存のリースに対して、適用初年度に使用権資産・リース負債の遡及計算が必要になります。

③

使用権資産・リース負債の計算

新たに契約するリースに対して、使用権資産・リース負債の計算が必要になります。

④

リース負債の見直し

契約条件やリース期間等に変更が生じた場合、リース負債等の再計算が必要になります。

⑤

仕訳起票

新リース会計基準に対応した仕訳の起票を行う必要があります。会計処理の変更に伴い、仕訳の量も増加します。

⑥

財務諸表の注記の変更

短期リースの金額、使用権資産の減価償却費の金額等を財務諸表注記に記載し、開示が必要

実務において負担を生まないためのシステム検討ポイント

新リース会計基準の実務に負担なく対応するためには、**固定資産管理システムをうまく活用する**ことがポイントです。
システム検討時には、以下のポイントに留意して選定することをお勧めします。

CHECK①

会計方針の検討に活用できる
財務諸表への影響額
の試算が可能か

CHECK②

経過措置にも対応した
適用初年度における
遡及額の自動計算が
可能か

CHECK③

使用权資産・リース
負債の額を自動計算
できるか

CHECK④

「リース負債の見直し」
の実務に対応できるか

CHECK⑤

仕訳の自動起票及び
会計システムへの
仕訳連携は可能か

CHECK⑥

財務諸表に注記すべき
金額の自動集計は
可能か

新リース会計基準へシステム標準機能で対応！ 固定資産奉行V ERPクラウドのご紹介

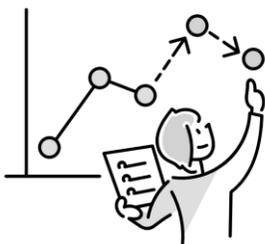
2025年4月実装予定の機能を先行でご紹介

将来の制度改正にも継続的に対応し、最適な業務プロセスを提供しつづけます。

—— 固定資産奉行V ERPクラウドは、6つの実務に対応

2025年4月、新リース会計基準対応に向けた

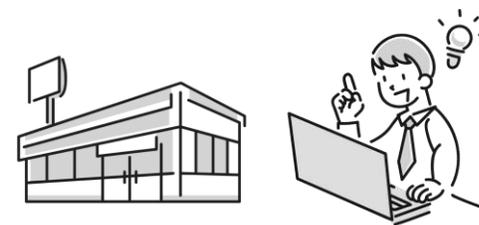
実務に即した“6つの機能”をいち早く実装！



①財務諸表への影響額試算



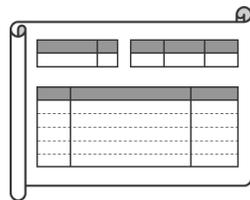
②適用初年度における
遡及計算への対応



③使用権資産・リース負債の
計算への対応



④リース負債の見直し



⑤新リース会計基準に則した
仕訳伝票の作成



⑥財務諸表注記用の情報集計

1.財務諸表への影響額試算

奉行で実現

①

会計方針の検討・決定の早期化を支援

改正ポイント

原則、すべてのリースがオンバランス化。企業の財務諸表や経営指標に影響が発生

▼必要となる実務

- ✓ 自社の財務諸表や経営指標へ与える影響の把握と分析
- ✓ 適切な財務計画を講じるにあたって会計方針(ルール)の見直しを検討
- ✓ 経営層だけでなく、投資家や銀行に対する影響説明

▼固定資産奉行V ERPクラウドの対応

契約書類から試算...



最小限の入力作業



かんたん
シミュレーション!



CHECK!



リース料、リース期間など最低限の情報入力だけで財務諸表への影響額を自動試算
分析のためのシミュレーションが可能

2.適用初年度における遡及計算

奉行で実現

②

複雑な遡及計算の業務負担を削減

改正ポイント

適用初年度においては原則、遡及適用（過去の期間に遡って新基準を適用）が必要
※ただし、実務上の負荷を考慮し、経過措置が設けられている

▼必要となる実務

✓ 既存で保有するリースに対する
使用権資産・リース負債の遡及計算が必要

✓ 経過措置を用いる場合、適用初年度の
累積的影響額を適用初年度の期首の
利益剰余金へ加減する等の会計処理が必要

▼固定資産奉行V ERPクラウドの対応

計算業務が複雑・・・



システムが自動計算！

リースに係る
情報を入力



CHECK!



使用権資産・リース負債の遡及計算を自動化
適用初年度における会計処理も手間なく対応

3.使用権資産・リース負債の計算

奉行で実現

③

使用権資産・リース負債計算の業務負担を削減

改正ポイント

リース開始日に使用権資産、リース負債を計上
計算時は新基準に則した借手のリース期間と残価保証の支払見込額の加味が必要

▼必要となる実務

✓ リース期間は解約不能期間に以下の期間を加味して計算を必要

- ①行使しないことが合理的に確実である
リースの「解約オプション」の対象期間
- ②行使することが合理的に確実である
リースの「延長オプション」の対象期間

✓ リース負債は残価保証額の支払見込額を含めて計算が必要

▼固定資産奉行V ERPクラウドの対応

計算業務が複雑・・・



システムが自動計算！

新基準適用後の
必要情報を入力



CHECK!



新基準に則したリース期間や残価保証の
支払見込額を加味した計算に対応
使用権資産、リース負債、減価償却費、支払利息
の計算を自動化

4.リース負債の見直し

奉行で実現

4

リース負債の見直しにかかる業務負担を削減

改正ポイント

リース範囲の拡大や縮小に関する契約条件やリース期間、リース料の変更が生じた場合、変更内容に応じてリース負債等の見直しが必要

▼必要となる実務

- ✓ 賃貸面積の拡大や縮小など、変更が生じた場合、変更内容をもとにリース負債の見直しを判断
- ✓ 変更後の内容をもとにリース負債を再見積
- ✓ 変更前から発生した差分調整のための使用権資産・リース負債の会計処理が必要

▼固定資産奉行V ERPクラウドの対応

変更が発生するたびに
見直し...



変更内容を登録



システムが自動計算!



CHECK!



契約条件やリース期間、リース料などの変更内容を登録することで、リース負債を自動で見直し

5.新リース会計基準に則した仕訳伝票の作成

奉行で実現

⑤

仕訳作成にかかる業務負担を0に！

改正ポイント

すべてのリースがオンバランス化され、従来の費用処理から資産計上へ会計処理が変更されることで、仕訳作成業務の負担が増加

▼必要となる実務



新たにリースとして識別する契約について契約締結の計上仕訳や契約満了時の除却仕訳、減価償却費や支払利息など、仕訳伝票作成が必要



仕訳伝票を現行の会計システムへ登録するための仕訳伝票データの作成が必要

▼固定資産奉行V ERPクラウドの対応

入力作業や
データ加工が手間...



リース情報を登録



CSVデータを
かんたん作成！



CHECK!



新リース会計基準に則した仕訳伝票を自動作成

- ・ 勘定奉行V ERPクラウド:直接連携に対応
- ・ 他会計システム:仕訳伝票CSVデータの出力に対応※

※『他システム仕訳連携オプション for 固定資産奉行V ERPクラウド』の導入が必要

6.財務諸表注記用の情報集計

奉行で実現

⑥

決算処理の早期化を支援

改正ポイント

短期リースの金額、使用权資産の減価償却費の金額等を財務諸表注記に記載し、開示が必要

▼必要となる実務



「会計方針に関する情報」や「リース特有の取引に関する情報」、「当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報」など、開示に必要な金額を集計



集計した内容をもとに財務諸表注記を作成

▼固定資産奉行V ERPクラウドの対応

注記に必要な情報の
確認や集計が手間...



リース情報を登録



かんたん自動集計!



CHECK!



登録されている内容をもとに、新基準適用後の財務諸表注記に必要な金額を自動集計

—— 固定資産奉行V ERPクラウドなら、新リース会計基準に標準対応

新リース会計基準に“**システム標準機能**”で対応！
将来の改正に対しても安心してご利用いただけます。

追加費用なし！



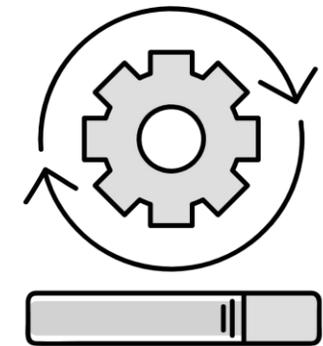
新リース会計基準に
標準機能で対応！

使いやすい！



実務に即したきめ
細かな機能対応で
お客様の業務をサポート

利用するだけ！



SaaS ERPシステムなので
機能追加や制度対応は
常に自動更新！

固定資産奉行V ERPクラウドの機能網羅性



※1：『建設仮勘定オプション for 固定資産奉行V ERPクラウド』が必要

※2：『他システム仕訳連携オプション for 固定資産奉行V ERPクラウド』が必要

固定資産奉行 導入実績

累計約17,000の導入実績数を誇る
高い「信頼性」と「正確性」の内部統制を実現



お問い合わせ先

固定資産奉行V ERPクラウドに関するご質問やご相談は
最上位パートナーである  **三和コンピュータ株式会社** の
窓口にお気軽にご連絡ください。

相談する



 **株式会社 オービックビジネスコンサルタント**

奉行V ERPクラウドは、常に最新プログラムに自動アップデートされるクラウドサービスです。お客様の声を反映しながら機能改善を継続的に行っております。本資料では、「未実装」の機能を含めてご紹介しており、掲載されたUI・機能詳細などは、機能向上のために予告なく変更する場合がございます。また、記載している提供予定時期について保証するものではありません。奉行V ERPクラウドのご契約・ご導入に際しては、実際のサービスをご覧ください、弊社営業担当にご確認いただいた上でご契約いただきますようお願いいたします。